

第3回

栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年3月24日(水)

14:00~15:00

栃木県自動車整備振興会佐野支所2階教室

1. 開会

2. 議事

(1) 第2回栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会議事概要について

事務局より議事概要について、資料説明

(2) 栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(最終案)について

事務局より地域計画(最終案)について、資料説明

川上委員【代理】・なかなか今までタクシー業界と接する機会がなかったが、今回の協議会でタクシー業界の現状を認識することができた。

田島委員 ・小山市では平成20年度から全市域を網羅する13路線のコミュニティバスを運行していることで、タクシーとは多くの部分で競合している。ついては、平成22年度10月から順次路線を再編し、一部路線の4地域においてタクシー事業者と連携して、デマンド運行を実施していく計画である。
・また、市としてはタクシーを公共交通機関として捉え、タクシー事業者といかに共存を図っていくか考えており、高齢者に対しては福祉タクシー券を配布している。
・13ページの追加案にある「特色のあるタクシー」や「外国語会話集」はタクシー協会で作成等するのか。

事務局 ・実施主体がタクシー事業者、法人協会とあるように、事業者・協会が主体となって作成等行う。

奈良部委員【代理】・現在の栃木市の公共交通については、市営バスを運行している。22年度

からは、活性化補助における連携計画を作成していくなかで、デマンド運行の検討という部分もあり、今後はタクシー事業者とも調整・連携していかねばならない。

斎藤委員 ・ 様々な取組があるなかでも、CO₂の排出削減等環境的な取組みは地域だけではなく全体として重要な取組であり、地域計画のなかにも低公害車両の導入等あるが、個別の事業者が実施していくには投資的に厳しいところもあると思う。
・ (佐野市内の)公共交通という側面においては、今後タクシー業界と話し合っていかなければならないと考えている。

山口委員【代理】・足利市は、22年度から活性化補助を活用して連携計画の作成を進めていくところであるが、連携計画の中でもデマンド運行の検討を実施していくなかで、今後、タクシー事業者とも相談・連携していかねばならないと考えている。

新井委員【代理】・地域計画のなかでは、自治体として協力して行く部分もあると思うので、今後、協力していきたい。

館野委員【代理】・野木町は、21年11月からデマンド運行を開始しているが、なるべくタクシー事業を圧迫しないように町と事業者と連携し、信頼関係を築いていくのが重要であり、地域計画の実施においても協力していきたい。

佐藤委員【代理】・防犯面について、近年タクシー強盗が発生していることから、大型の仕切り板を設置していただければと思う。

事務局 ・ 仕切り板については、一部大型を導入している事業者もあるが、現在概ね小型の仕切り板が設置されているので、15ページにも大型仕切り板の導入があるように、今後、推進していきたい。

笠原委員 ・ 今後、地域計画をどのように実行していくかが重要であり、自治体等にも協力いただきながら進めていきたい。

植原委員【代理】・地域計画に沿って、努力していきたい。

板橋委員 ・ タクシー業界は規制緩和以降、新規参入等で増え続け、疲弊してしまっている。協議会を通じてタクシー業界の現状を世間に知ってもらい、皆様のお力を借りて現状を打開したい。

岩崎委員 ・ 公共交通の一環として労働条件等を少しでも向上させて、地域計画の実施に向けて頑張っていきたい。

神林委員 ・ 14ページの タクシー運転者の労働条件の改善・向上にもあるように、労働基準等の遵守にも努めていただきたい。
・ 今後、減車等が進んでいった場合に、仮に人員整理等が行われるのであれば、使用者側とトラブルのないよう、労使間の合意を諮っていただきたい。

四月朔日会長 ・ 事前に JR 高崎支社から意見が出されているので事務局から説明いただきたい。

事務局 ・ 15ページの注意書きの実施主体の解釈について、「鉄道事業者は協力者である」と読み取れるが、最初から協力者との立場を明記していただきたいとの要望があった。
・ 宇都宮交通圏の協議会の際にも JR 大宮支社から同様の意見があったが、同協議会の時と同様に鉄道事業者は他の協力者と同様に、実施主体「等」に含められるという解釈で了解は得られている。

四月朔日会長 ・ 本日提示の地域計画（案）について議決させていただきたいと思うが、まず設置要綱の議決に関して、事務局から説明いただきたい。

事務局から、設置要綱第5条3項（3）の議決方法について説明

四月朔日会長 ・ それでは、本地域計画（案）を県南交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画としての策定を議決したいと思うが、委員の皆様にご承認頂きたい。

全会一致により議決

四月朔日会長 ・ ただいまの議決をもって、本案を全会一致で県南交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画とすることとしたい。

（3）四月朔日会長挨拶

（4）久保庭事務局長挨拶

（5）その他

本日の議決を踏まえ、法9条第5項の規定に基づき協議会としまして、会長名で公表し、栃木運輸支局及び栃木県タクシー協会のHP上で公表したい。

また、法10条第2項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することとしたい。

今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について、検証・評価を行うこととなるが、要綱の第5条11項において「協

議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。」となっており、次回の協議会の開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催の通知をおこないたい。

5. 閉会

以上をもちまして、第3回栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会
を閉会いたします。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 第2回栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

資料2 栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（最終案）

以上